

全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

平成28年2月23日（火）

雇用均等・児童家庭局

(別冊資料 目次)

【総務課少子化総合対策室関係】

- (資料1)「放課後児童健全育成事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案) 1
- (資料2)「放課後児童クラブ環境改善整備推進事業の実施について」(案) 22
- (資料3)「児童健全育成対策費補助金の国庫補助について」(案) 24

【保育課関係】

- (資料1) 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について(事務連絡) 43
- (資料2)「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の国庫補助について」(事務次官通知案) 48

【母子保健課関係】

- (資料1)「母子保健衛生費の国庫補助について」の一部改正新旧対照表(案) 93
- (資料2)「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案) 98
- (資料3) 入院児童等家族宿泊施設の設置について 107

【総務課少子化総合対策室関係】

(別紙)

新	旧
<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱 (案)</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>	<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】</p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。</p>

新

旧

別添 1 放課後児童健全育成事業	別添 1 放課後児童健全育成事業
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 17 号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p>
<p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p>	<p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p>
<p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>	<p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準</p>

新

旧

<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p>	<p>を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p>
<p>5 職員体制 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p>	<p>5 職員体制 基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。</p>
<p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>	<p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p>
<p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	<p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>

<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならぬ。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ① 放課後児童健全育成事業の役割 ② 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③ 事業の対象となる子どもへの対応 ④ 育成支援の内容 ⑤ 障害のある子どもへの対応 ⑥ 特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦ 保護者との連携 ⑧ 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨ 利用の開始等に関わる留意事項 ⑩ 労働環境整備 ⑪ 適切な会計管理及び情報公開 ⑫ 学校との連携 ⑬ 保育所、幼稚園等との連携 ⑭ 地域、関係機関との連携 ⑮ 衛生管理及び安全対策</p>	<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余剰教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならぬ。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ① 放課後児童健全育成事業の役割 ② 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③ 事業の対象となる子どもへの対応 ④ 育成支援の内容 ⑤ 障害のある子どもへの対応 ⑥ 特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦ 保護者との連携 ⑧ 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨ 利用の開始等に関わる留意事項 ⑩ 労働環境整備 ⑪ 適切な会計管理及び情報公開 ⑫ 学校との連携 ⑬ 保育所、幼稚園等との連携 ⑭ 地域、関係機関との連携 ⑮ 衛生管理及び安全対策</p>
---	---

新

- ⑬放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- ⑭要望及び苦情への対応
- ⑮事業内容向上への取り組み

10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポットクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるとする。
- また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、
 - ①山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
 - ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合
 のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとする。

旧

- ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- ⑰要望及び苦情への対応
- ⑱事業内容向上への取り組み

10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポットクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業(ボランティア派遣事業)については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるとする。
- また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。

11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、
 - ①山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
 - ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合
 のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとする。

<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p>	<p>別添2 放課後子ども環境整備事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため に必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する必要がある小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余剰教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため に必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余剰教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する必要がある小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するため に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支持する事</p>

新

- 業（（１）①に該当する場合を除く。）
- ② 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）②に該当する場合を除く。）
 - ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）③に該当する場合を除く。）
 - ④ 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要ない設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）①及び③に該当する場合を除く。）
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。
 - (4) 倉庫設備整備事業
別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余剰教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余剰教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

- 4 対象事業の制限
 - (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
 - (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建築物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
 - (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（１）①及び3の（２）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
 - (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（１）②及び3の（２）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。
- この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を超過していることを条件とする。

旧

- 業（（１）①に該当する場合を除く。）
- ② 別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要ない設備の整備及び備品の購入を行う事業（（１）②に該当する場合を除く。）
 - ③ ①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（１）③に該当する場合を除く。）
 - ④ 別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要ない設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（２）①及び③に該当する場合を除く。）
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
別添１に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。
 - (4) 倉庫設備整備事業
別添１に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余剰教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余剰教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

- 4 対象事業の制限
 - (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
 - (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建築物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
 - (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の（１）①及び3の（２）①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
 - (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の（１）②及び3の（２）②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。
- この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を超過していることを条件とする。

新

旧

<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1) ①及び③、3の(2) ①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れられる障害児の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1) ③及び3の(2) ③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) ①及び3の(2) ①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合</p> <p>イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合</p> <p>については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(5) 3の(1) ①及び③、3の(2) ①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(6) 3の(3)の事業については、受け入れられる障害児の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(7) 3の(1) ③及び3の(2) ③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1) ①及び3の(2) ①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---	---

新

旧

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していること認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認められた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していること認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認められた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添</p>

新

7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。
(2) 障害児を5人以上受け入れられている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づき障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。
(2) 障害児を5人以上受け入れられている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づき障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

旧

<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料等の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 (1) 賃借料補助 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>(2) 移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添1に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入児童数を増やす場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。</p> <p>(3) 土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添1の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料への補助を行う。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一</p>	<p>別添 4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</p> <p>1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一</p>
---	--

新

体型の目標事業量等の記載があること

- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

(4) 3の(3)の事業については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人の場合、対象としない。また、事業実施の初年度に限り対象とする。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

体型の目標事業量等の記載があること

- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新	旧
<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童健全育成事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輿に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</p> <p>1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。</p> <p>4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輿に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p>	<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。 ただし、 ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保することともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。</p> <p>4 実施方法 （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。 ただし、 ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は</p>

新

旧

<p>開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。</p> <p>② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。児童健全育成事業を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員（退職手当を除く。）に対する改善を行っている必要がある。</p> <p>また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。</p> <p>(2) 3ラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。</p> <p>① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。</p> <p>② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。</p> <p>③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ固知すること。</p> <p>⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけに対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当</p>	<p>開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。</p> <p>② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。児童健全育成事業を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員（退職手当を除く。）に対する改善を行っている必要がある。</p> <p>また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。</p> <p>(2) 3ラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。</p> <p>① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。</p> <p>② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。</p> <p>③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ固知すること。</p> <p>⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけに対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。</p> <p>(3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当</p>
--	--

<p>として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合として従事すること。</p> <p>① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行う、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等と関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p>	<p>として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合として従事すること。</p> <p>① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。</p> <p>② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。</p> <p>③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。</p> <p>④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。</p> <p>⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行う、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等と関係機関と検討・協議して適切に対応すること。</p> <p>⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。</p>
<p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。</p> <p>ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払</p>	<p>5 対象事業の制限等</p> <p>(1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。</p> <p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。</p> <p>ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払</p>

新	旧
<p>いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>	<p>いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p>	<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。 （2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づき放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、5人以上の障害児の受入れを行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。 （2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け</p>

新

雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別添
7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支
援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行
う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の
習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

旧

雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別添
7 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支
援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行
う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の
習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

旧

別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業	別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）及び11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は19人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1人目の人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 （2）別添2～別添7に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）及び11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は19人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1人目の人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 （2）別添2～別添7に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

<p>新</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>	<p>旧</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>
---	---

(案)

雇 児 発 ※ ※ ※ 第 ※ 号
平 成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「放課後児童クラブ環境改善整備推進事業」の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童クラブ環境改善整備推進事業実施要綱」を定め、平成 28 年 1 月 20 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別 紙

放課後児童クラブ環境改善整備推進事業実施要綱

1 趣旨

放課後児童クラブにおける I C T化を推進し、放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）においては、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）により、その職務内容として、子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにすることや、日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録することが求められている。このため、これらの書類作成等の業務を円滑に遂行するための I C T機器の導入に必要な費用の一部を補助する事業とする。

4 対象経費

本事業の対象となる費用は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン及びその周辺機器やソフトウェア等（以下「I C T機器」という。）を新たに導入するための購入費及びその消費税とする。

具体的な I C T機器の内容については、以下のようなものが考えられるが、本事業の効果的な実施に当たって必要な経費を計上すること。

【I C T機器の例】

タブレット端末、パソコン、プリンタ、アクセスポイント、ソフトウェアなど

5 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

(案)

厚生労働省発子児※第※号
平成※※年※※月※※日

各 市町村長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

児童健全育成対策費補助金の国庫補助について

標記国庫補助金の交付については、別紙「児童健全育成育成対策費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成28年1月20日から適用することとされたので通知する。

児童健全育成対策費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 児童健全育成対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、「放課後児童クラブ環境改善整備推進事業」の実施について（平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童クラブにおける放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコン及びその周辺機器やソフトウェア等の新たな導入に要する経費に対して補助金を交付することにより、放課後児童クラブにおけるICT化の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「放課後児童クラブ環境改善整備推進事業」の実施について（平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙に基づき市町村が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額の算定方法は、次により算定された額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 基 準 額	2 対象経費	3 補助率
1 支援の単位当たり 50万円	事業の実施に要する経費	3 / 4

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (3) (2)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、別紙様式2の申請書を受理した時は、厚生労働大臣が別に定める日までに提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
- 2 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（第5条の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式3による事業実績報告書に係る書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、別紙様式3の実績報告書を受理した時は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第5条の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成 年度児童健全育成対策補助金調書

市町村名

国		補助率	地方公共団体						備考	
			歳入			歳出				
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円			円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

厚生労働大臣殿

〇〇市町村長 印

平成 年度児童健全育成対策費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
金 円
金 円
- 2 平成 年度児童健全育成対策費補助金所要額調書(別表1)
- 3 平成 年度児童健全育成対策費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

平成 年度児童健全育成対策費補助金所要額調査書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
児童健全育成対策費補助金								円 ^{3/4}

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の4に定める基準額に基づき算定された金額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に3/4を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

No.	放課後児童クラブ名 ①	設置主体 ②	区分 ③	ICT機器の内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は公設の場合は「公」、民設の場合は「民」と記入すること。
- ③欄は、以下により記入すること。
- ④欄は、本事業により購入したICT機器の内容について記入すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事

印

平成 年度児童健全育成対策費補助金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度児童健全育成対策費補助金所要額市町村別内訳表
- 2 平成 年度児童健全育成対策費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

平成 年度児童健全育成対策費補助金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
合計 (市町村分)	

平成 年度児童健全育成対策費補助金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成 年度児童健全育成対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年度児童健全育成対策費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 この補助金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度児童健全育成対策費補助金追加交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度児童健全育成対策費補助金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

印

1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度児童健全育成対策費補助金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	円
前回交付決定額	金	円
差引追加額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

厚生労働大臣殿

〇〇市町村長 印

平成 年度児童健全育成対策費補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童健全育成対策費補助金精算書(別表1)
- 2 平成 年度児童健全育成対策費補助金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

平成 年度児童健全育成対策費補助金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円 ^{3/4}	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
児童健全育成対策費補助金											

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の4に定める基準額に基づいて算定された金額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に3/4を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。)を記入すること。

No.	放課後児童クラブ名 ①	設置主体 ②	区分 ③	ICT機器の内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計						

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は公設の場合は「公」、民設の場合は「民」と記入すること。
3. ③欄は、以下により記入すること。
4. ④欄は、本事業により購入したICT機器の内容について記入すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事 印

平成 年度児童健全育成対策費補助金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成 年度児童健全育成対策費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度児童健全育成対策費補助金精算額市町村別内訳表
- 2 平成 年度児童健全育成対策費補助金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

平成 年度児童健全育成対策費補助金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金(国庫) 所要額	交付金(国庫) 交付決定額	交付金(国庫) 受入済額	返納額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)				

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

< 番 号 >

平成 年度児童健全育成対策費補助金 交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成 年度児童健全育成対策費補助金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇市町村長 印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成 年度児童健全育成対策費補助金について児童健全育成対策費補助金交付要綱の5(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

【 保 育 課 関 係 】

事務連絡
平成28年2月15日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課
保 育 担 当 課 御中

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について（周知）

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号。以下「留意事項通知」という。）第2の7においてお示ししているところですが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の記載を踏まえ、「多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について（依頼）」（平成27年1月22付け事務連絡）により、第3子以降を保育所等の優先利用の対象と位置づけることについて検討をお願いしておりました。

その結果について、別紙のとおりとりまとめましたのでお知らせします。貴課におかれは、別紙の内容を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知をお願いします。

また、留意事項通知第2の7においては、保育士等の子どもの保育所等の利用について、「その他市町村が定める事由」として、「人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。」と示しています。

政府においては、今般、「待機児童解消加速化プラン」に基づく平成29年度末までの整備目標を40万人から50万人へと上積みし、待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めていますが、保育士自身の子どもが保育所を利用できず待機児童となる場合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因の一つとなっています。

待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を大幅に進めており、全国的に有効求人倍率が高まる中、保育の担い手の確保が喫緊の課題となってきたことも踏まえると、保育士等の子どもを優先利用の対象とすることについて、留意事項通知第2の7（2）ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして位置付けることが考えられますので、改めてお知らせします。

貴課におかれは、その趣旨を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知し、可能な

限り上記の趣旨を踏まえた対応を行っていただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

【本事務連絡の内容について】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

企画調整係

TEL：03-3595-2542、FAX：03-3595-2674

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て本部参事官

(子ども・子育て支援担当) 付

TEL：03-6257-1465、FAX：03-3581-0992

(別紙)

多子世帯を対象とする保育所等の優先利用の実施状況（平成27年9月30日現在）

実施予定（実施済を含む） 541自治体

実施予定なし 321自治体

（待機児童がないとの理由により実施していない場合を含む。）

検討中 549自治体

※ 回答があった1,411自治体の状況

(参考)

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)(抄)

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

7 優先利用

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。)に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づく配慮義務がある。

⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

⑥ 育児休業を終了した場合

(例)

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹(多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。)について同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができる

と市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

- ※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
- ※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
- ※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

厚生労働省発雇児 0000 第 0 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

平成 27 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 27 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）交付要綱」により行うこととされ、平成 28 年 1 月 20 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

平成 27 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）交付要綱

（通則）

- 1 平成 27 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）保育所等における業務効率化推進事業

「保育所等における業務効率化推進事業の実施について」（平成※年※月※日雇児発 0000 第 0 号）の別紙に定める「保育所等における業務効率化推進事業実施要綱」により、市町村が行う事業

（2）保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（平成※年※月※日厚生労働省発雇児 0000 第 0 号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」により、都道府県及び指定都市が行う事業並びに都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「補助事業者」という。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

（交付の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第 2 欄の種目ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）直接補助事業

- ① 第 2 欄の種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額

を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 第1欄の間接補助事業について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを補助事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県等は、間接補助金を補助事業者に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。
- ① (1) から (8) までに掲げる条件。
- ただし、(1) から (4) 及び (8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」（指定都市の場合は「指定都市市長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（指定都市の場合は「指定都市市長の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（指定都市の場合は「指定都市」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。この場合、(5) の規定中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と読み替えるものとする。
- ② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1) 及び 3 の (2) (指定都市実施分) に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。
- イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、平成 28 年 2 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて、平成 28 年 2 月末日までに厚生労働大臣に提出を行うものとする。
- (2) 3 の (2) (都道府県実施分) の場合
- 都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、平成 28 年 2 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7 の (1) 又は 8 による交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。) を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7 の (2) 及び 8 による交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定 (変更の決定を含む。) を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6、別紙様式 7、又は別紙様式 8 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 適化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1) 及び 3 の (2) (指定都市実施分) に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 9 による事業実績報告書に關係書

類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて平成 28 年 4 月 10 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 11 に添えて平成 28 年 4 月 10 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 3の(2)(都道府県実施分)の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 9 による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成 28 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式 12 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4, 7, 8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育所等における業務効率化推進事業	(1) 保育業務支援システム導入経費 1か所当たり 1,000,000円以内 (2) 事故予防等のためのビデオカメラ設置経費 1か所当たり 100,000円以内	保育所等における業務効率化推進事業を実施するために必要な設備購入費、リース料、工事費、保守料、通信運搬費及び備品購入費	3/4
	保育士修学資金貸付事業（都道府県等実施分）	1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000円以内 (2) 加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1人当たり 200,000円 ・就職準備金（卒業時） 1人当たり 200,000円 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入學し、在學する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内 3 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育料の一部貸付 潜在保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限 月額27,000円 4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円 5 事務費 1事業当たり 4,275,000円 ※ 都道府県から委託を受けた都道府県社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。	保育士修学資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	9/10
間接補助事業	保育士修学資金貸付事業（補助事業者実施分）	以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額 1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000円以内 (2) 加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1人当たり 200,000円 ・就職準備金（卒業時） 1人当たり 200,000円 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入學し、在學する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内 3 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育料の一部貸付 潜在保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限 月額27,000円	保育士修学資金貸付事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	10/10 (注)

	4 就職準備金貸付	1人当たり 200,000円		
	5 事務費	1事業当たり 4,275,000円		

(注) 補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

別紙様式1

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体						備考
			歳入			歳出			
歳出予算科目	交付決定の額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額
	円		円	円		円	円	円	円

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇 都道府県知事
〇〇 市町村長



平成27年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日第※号により交付決定のあった平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)について平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
- 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)
- 金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇都道府県知事 印
〇〇市町村長

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)所要額調書(別表1)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分）国庫補助所要額総括表

都道府県名

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）		
都道府県間接補助事業		
指定都市間接補助事業		
市町村事業（直接補助）		

国庫補助所要額（合計）	
-------------	--

別表1

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)所要額調書(都道府県事業・直接補助)
都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育士修学資金貸付等事業(都道府県実施分)								
合 計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1
 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)所要額調査(市町村事業・直接補助)
 市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
保育所等における業務効率化推進事業								
保育士修学資金貸付等事業(指定都市実施分)								9.70
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)所要額調査(都道府県間接補助事業)
都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	合計 ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
保育士修学資金貸付等事業(補助事業者実施分)										
合計										

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には補助事業者の合計を記載すること

別表1

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)所要額調査(指定都市間接補助事業)
指定都市名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	合計 ⑦ 円	指定都市 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
保育士修学資金貸付等事業(補助事業者実施分)										
合計										

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には補助事業者の合計を記載すること

別表2

1 保育所等における業務効率化推進事業

市町村名

(1) 保育業務支援システム導入経費

対象施設名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
か所	円	円

別表2

1 保育所等における業務効率化推進事業

市町村名

(2) 事故予防等のためのビデオカメラ設置経費

対象施設名 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
か所	円	円

別表2

都道府県
指定都市
名

1 保育士修学資金貸付事業(都道府県等実施分)

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②	貸付人数又は 貸付事業所数 ③	貸付金額 ⑤
保育士修学資金	保育士修学資金			
	入学準備金加算			
	就職準備金加算			
	生活扶助加算			
保育補助者雇上費				
未就学児の潜在保育士に対する保育料の一部				
就職準備金				
貸付事務費				
合計	円	円	人	円

(記載上の注意)

1. ③欄は貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

都道府県
指定都市 名

1 保育士修学資金貸付事業(補助事業者実施分)

補助事業者名

		対象経費の 支出予定額	①	国庫補助基準額	②	貸付人数又は 貸付事業所数	③	貸付金額	⑤
保育士修学資金	保育士修学資金								
	入学準備金加算								
	就職準備金加算								
	生活扶助加算								
	保育補助者雇上費								
未就学児の潜在保育士に対する保育料の一部									
就職準備金									
貸付事務費									
合 計			円		円		人		円

(記載上の注意)

1. 補助事業者ごとに作成すること。
2. ③欄は貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

厚生労働大臣 殿

〇〇道府県知事 印

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

東京都知事

印

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付申請書

●●市外 ●市町村分

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

平成 年 月 日第※号で申請のあった平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働省事務次官通知の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙
平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業
及び保育士修学資金貸付等事業分)交付決定調書

市町村名

事業名	事業に要する経費	国庫補助 所要額
	円	円
保育所等における業務効率化推進事業		
保育士修学資金貸付等事業(指定都市が行う事業)		
保育士修学資金貸付等事業(指定都市が適当と認める団体が行う事業)		
合計		

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日第※号で交付決定の通知をした平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)については、平成 年 月 日第※号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)追加交付決定調書

市町村名		事業名	事業に要する経費	国庫補助 所要額
			円	円
		保育所等における業務効率化推進事業		
		保育士修学資金貸付等事業(指定都市が行う事業)		
		保育士修学資金貸付等事業(指定都市が適当と認める団体が行う事業)		
		合 計		

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日第※号で交付決定の通知をした平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)については、平成 年 月 日第※号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。
(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※()内は返還がある場合

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回減少額	金	円
補助金の額	金	円
内今回減少額	金	円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙
平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業
及び保育士修学資金貸付等事業分)交付決定(一部取消)調書

市町村名		
事業名	事業に要する経費	国庫補助 所要額
	円	円
保育所等における業務効率化推進事業		
保育士修学資金貸付等事業(指定都市が行う事業)		
保育士修学資金貸付等事業(指定都市が適当と認める団体が行う事業)		
合計		

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 市 町 村 長

印

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)精算書(別表1)
- 2 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における業務効率化推進事業
及び保育士修学資金貸付等事業分）精算額総括表

都道府県名

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業（直接補助）				
都道府県間接補助事業				
指定都市間接補助事業				
市町村事業（直接補助）				

(千円)

返納額（合計）

別表1 保育対策総合支援助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)精算書(都道府県事業・直接補助)
都道府県名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育士修学資金貸付事業(都道府県実施分)											
合計											

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に本通知の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)精算書(市町村事業・直接補助)
市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
保育所等における業務効率化推進事業								374			
保育士修学資金貸付事業(指定都市実施分)								9710			
合計											

(記帳上の注意)

- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に本通知の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)精算書(都道府県間接補助事業)

都道府県名

都道府県

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	合計 ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑪ 円	国庫補助金 受入済額 ⑫ 円	差引 過不足額 ⑬(⑫-⑪) 円
保育士修学資金貸付事業(補助事業者実施分)													
合計													

(記載上の注意)

- ①から⑬の各欄には補助事業者の合計を記載すること。
- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)精算書(指定都市間接補助事業)

指定都市名

指定都市

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	合計 ⑦ 円	指定都市 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑪ 円	国庫補助金 受入済額 ⑫ 円	差引 過不足額 ⑬(⑫-⑪) 円
保育士修学資金貸付事業(補助事業者実施分)													
合計													

(記載上の注意)

- ①から⑬の各欄には補助事業者の合計を記載すること。
- ⑤欄には、別表の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

1 保育所等における業務効率化推進事業

市町村名

(1) 保育業務支援システム導入経費

対象施設名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
か所	円	円

別表2

1 保育所等における業務効率化推進事業

市町村名

(2) 事故予防等のためのビデオカメラ設置経費

対象施設名 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
か所	円	円

別表2

都道府県
指定都市
名

2 保育士修学資金貸付事業(都道府県等実施分)

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②	貸付人数又は 貸付事業所数 ③	貸付金額 ⑤
保育士修学資金	保育士修学資金			
	入学準備金加算			
	就職準備金加算			
	生活扶助加算			
保育補助者雇上費				
未就学児の潜在保育士に対する保育料の一部				
就職準備金				
貸付事務費				
合計	円	円	人	円

(記載上の注意)

1. ③欄は貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

3 保育士修学資金貸付事業(補助事業者実施分)

都道府県
指定都市 名

補助事業者名

		対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②	貸付人数又は 貸付事業所数 ③	貸付金額 ⑤
保育士修学資金	保育士修学資金				
	入学準備金加算				
	就職準備金加算				
	生活扶助加算				
	保育補助者雇上費				
未就学児の潜在保育士に対する保育料の一部					
就職準備金					
貸付事務費					
合 計		円	円	人	円

(記載上の注意)

1. 補助事業者ごとに作成すること。
2. ③欄は貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

厚生労働大臣 殿

〇〇道府県知事 印

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号により交付された平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

< 番 号 >
平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

〇〇東京都知事 印

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)の事業実績報告書(市町村分)の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号により交付された平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

< 番 号 >

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって交付決定された平成27年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)については、平成 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発雇児※※※※第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

【母子保健課關係】

新	旧
<p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(交付決定の通知)</p>	<p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 3の(4)の妊娠・出産包括支援事業のうち、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限り交付対象とする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(交付決定の通知)</p>

新	旧
<p>9 (略)</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 (略)</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>13 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>14 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>15 (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>10 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 (略)</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>13 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>14 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>15 (略)</p>

新					旧				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの 心の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県あたり 16,100,000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 16,100,000円×事業月数/12とする。	子どもの心の診療ネットワ ーク事業に必要な 報酬、給料、賃金、報償 費、職員手当等、共済費 、旅費、需用費（消耗品 費、食糧費、印刷製本費 ）、役務費（通信運搬費 、広告料）、委託料、使 用料及び賃借料、備品購 入費	2分の1	母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの 心の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県あたり 15,900,000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 15,900,000円×事業月数/12とする。	子どもの心の診療ネット ワーク事業に必要な 報酬、給料、賃金、報償 費、職員手当等、共済費 、旅費、需用費（消耗品 費、食糧費、印刷製本費 ）、役務費（通信運搬費 ）、広告料）、委託料、使 用料及び賃借料、備品購 入費	2分の1
	生涯を通 じた女性 の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 160,500円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相 談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）を設 置する場合は 16,000円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対 応等を行う場合は60,600円を加算。 4 HTLV-1母子感染対策事業	生涯を通じた女性の健 康支援事業に必要な報 酬、賃金、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、 食糧費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広 告料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費	2分の1	生涯を通 じた女性 の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 160,500円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相 談員を配置する場合は 68,700円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）を設 置する場合は 16,000円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対 応等を行う場合は60,600円を加算。 4 HTLV-1母子感染対策事業	生涯を通じた女性の健 康支援事業に必要な報 酬、賃金、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、 食糧費、印刷製本費）、 役務費（通信運搬費、広 告料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費	2分の1	

新		旧	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	1 都道府県あたり1,489,000円	不妊に悩む方への特定治療支援事業	1 都道府県あたり1,489,000円
妊娠・出産包括支援事業	<p>(略)</p> <p>○市町村事業 (削除)</p> <p>1 産前・産後サポート事業 11,216,100円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,216,100円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業 24,562,200円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,562,200円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <p>・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 3,240,000円</p> <p>・産後ケア事業の実施場所の修繕 7,560,000円</p> <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1,380,700円</p>	<p>(略)</p> <p>○市町村事業 ※以下1及び2の事業については子ども・子育て支援法に基づき利用者支援事業の「母子保健型」を実施した場合に限る。</p> <p>1 産前・産後サポート事業 11,133,600円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,133,600円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業 24,273,500円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,273,500円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合 ※本事業のみの実施も可能とする。</p> <p>・産前・産後サポート事業 3,240,000円</p> <p>・産後ケア事業 7,560,000円</p> <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1,380,700円</p>	

新	旧
<p>別紙様式第1～4 (略)</p> <p>様式1～4-2 (略)</p>	<p>別紙様式第1～4 (略)</p> <p>様式1～4-2 (略)</p>

別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（案） 新旧対照表

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業（略）</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業（略）</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(1) 事業目的（略）</p> <p>(2) 実施主体（略）</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>各事業内容は、既存の事業と組み合わせて実施する等、地域の実情に応じ実施することができるものとする。</p> <p>ただし、①及び②の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。</p> <p>① 産前・産後サポート事業</p> <p>家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対して、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施する。</p> <p>② 産後ケア事業</p> <p>退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業（略）</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業（略）</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(1) 事業目的（略）</p> <p>(2) 実施主体（略）</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>各事業内容は、既存の事業と組み合わせて実施する等、地域の実情に応じ実施することができるものとする。</p> <p>ただし、①及び②の実施に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、利用者支援事業の「母子保健型」を実施することとを条件とする。</p> <p>① 産前・産後サポート事業（任意事業）</p> <p>家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対して、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施する。</p> <p>② 産後ケア事業（任意事業）</p> <p>退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。</p>

新	旧
<p>③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する必要があることから、①及び②に掲げる各事業の実施場所の修繕を行う。</p> <p>④ 妊娠・出産包括支援推進事業 (略)</p> <p>(4) 事業の運営 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携 (略)</p> <p>(6) 留意事項 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1) 事業目的 (略)</p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 対象者 ① 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。</p> <p>② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦とする。</p> <p>(4) 対象となる治療等 (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等 ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。 なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添5「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもつて対処できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月） 	<p>③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（任意事業） より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する必要があることから、①及び②<u>までに掲げる</u>各事業の実施場所の修繕を行う。</p> <p>④ 妊娠・出産包括支援推進事業 (略)</p> <p>(4) 事業の運営 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携 (略)</p> <p>(6) 留意事項 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1) 事業目的 (略)</p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 対象者 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。</p> <p>(4) 対象となる治療等 (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等 ① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。 なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添5「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもつて対処できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月）

新	旧
<p>・顕微授精に関する見解（平成18年4月）</p> <p>・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）</p> <p>・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）</p> <p>・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成27年4月）</p> <p>・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）</p> <p>また、指定にあたっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れ ている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考 慮すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) 実施方法 (略)</p> <p>(7) 助成の額及び期間</p> <p>① 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（た だし、別添6のC及びFの治療については、7万5千円）まで助成する。通 算助成回数は、始めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢 が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）ま でとする。</p> <p>ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受け ている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、 助成しない。</p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精 又は顕微授精1回に至る治療の過程を指す。また、以前に行った体外受精 又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) 助成の申請及び決定 (略)</p> <p>(9) 支給要件等 (略)</p>	<p>・顕微授精に関する見解（平成18年4月）</p> <p>・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）</p> <p>・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）</p> <p>・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成22年4月）</p> <p>・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）</p> <p>また、指定にあたっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れ ている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考 慮すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) 実施方法 (略)</p> <p>(7) 助成の額及び期間</p> <p>① 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（た だし、別添6のC及びFの治療については、7万5千円）まで、1年度目は 年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、 通算10回を超えない。</p> <p>また、平成26年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合にお いては、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満で あるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。た だし、通算助成回数は6回までとする。</p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精 又は顕微授精1回に至る治療の過程を指す。また、以前に行った体外受精 又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) 助成の申請及び決定 (略)</p> <p>(9) 支給要件等 (略)</p>

新	旧
<p>(10) 広報活動等 ① (略) ② (略) ③ 本事業の実施に当たっては、<u>2</u>に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。</p> <p>(11) 実績・成果の把握 (略) (12) 留意事項 (略)</p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 (略)</p> <p>別添1 産前・産後サポート事業運営要綱</p> <p>1. 事業の目的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。</p> <p>2. 対象者 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）</p> <p>3. 事業の実施方法及び内容 次の①の①又は②の実施方法により、②の①から⑤の内容を実施する。</p>	<p>(10) 広報活動等 ① (略) ② (略) ③ 本事業の実施に当たっては、「<u>母子保健医療対策総合支援事業の実施について</u>」（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の<u>3</u>に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。</p> <p>(11) 実績・成果の把握 (略) (12) 留意事項 (略)</p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 (略)</p> <p>別添1 産前・産後サポート事業運営要綱</p> <p>1. 事業の目的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。</p> <p>2. 対象者 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等</p> <p>3. 事業内容 「パートナ一型」又は「参加型」により、以下の事業を実施する。</p>

新	旧
<p>(1) 実施方法</p> <p>① <u>アウトリーチ（パートナー）型</u> 実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応すること。</p> <p>② <u>デイサービス（参加）型</u> 公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。</p> <p>(2) 内容</p> <p>① <u>利用者の悩み相談対応やサポート</u></p> <p>② <u>産前・産後の心身の不調に関する相談支援</u></p> <p>③ <u>妊産婦等をサポートする者の募集</u></p> <p>④ <u>子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催</u></p> <p>⑤ <u>母子保健関係機関、関係事業との連絡調整</u></p> <p>4. 実施担当者 次の(1)から(3)までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、3(2)②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当事者とすることが望ましい。また、利用者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師</p> <p>(2) 子育て経験者、シニア世代の者等</p> <p>(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者</p> <p>5. 母子保健関係機関等との連携体制の整備 事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携体制を整備すること。</p> <p>6. 留意事項</p> <p>(1) より多くの妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。</p> <p>(2) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。</p> <p>(3) 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。</p> <p>(4) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。</p> <p>(5) 個人情報の保護に十分留意すること。</p> <p>(6) 事業実施中における子どももの事故等に備え、必要に応じて賠償責任保険に加入すること。</p>	<p>「パートナー型」は、助産師等の専門職や子育て経験者やシニア世代等が、妊産婦等の自宅に赴く等により個別に相談に対応するものとし、「参加型」は、公共施設等を活用し、同じ悩み等を有する妊産婦等に対して集団形式により相談に対応するものとする。</p> <p>(1) <u>妊産婦等の悩み等や産前産後の心身の不調に関する相談支援等</u></p> <p>ア <u>助産師等による相談支援</u></p> <p>イ <u>子育て経験者等による相談支援等（悩み相談対応等）</u></p> <p>(2) <u>妊産婦等をサポートする者の募集</u></p> <p>(3) <u>子育て経験者やシニア世代等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催</u></p> <p>(4) <u>母子保健関係機関、関係事業との連絡調整</u></p> <p>(5) <u>本事業に係る支援の調整</u></p> <p>4. 実施担当者 次の(1)から(3)までに掲げる者を必要に応じて配置するものとする。なお、被支援者に直接支援を行う者に対して講習を実施する等、被支援者に対し、適切な支援が行えるよう配慮すること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師</p> <p>(2) 子育て経験者等</p> <p>(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者</p> <p>5. 母子保健関係機関等との連携体制の整備 市町村保健センター等の関係機関や利用者支援事業（母子保健型）の担当者との連携を図ること。</p> <p>6. 留意事項</p> <p>(1) 本事業の実施に当たり必要な事項を定めておくこと。</p> <p>(2) 本事業の実施に当たっては、支援における子どももの事故等に備え、必要に応じて補償保険に加入すること。</p> <p>(3) 子育て経験者等の支援者の名簿を作成するとともに、支援者ごとに支援台帳を作成すること。</p> <p>(4) 個人情報の保護に十分留意すること。</p>

新	旧
<p>(7) (1)から(6)までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。</p> <p>別添2 産後ケア事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 対象者 家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない<u>産婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者</u>(以下「利用者」という。)とする。対象者の選定に当たっては、退院直後の産婦は、<u>心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。</u></p> <p>(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) (1)の他、特に支援が必要と認められる者</p> <p>3. 事業の実施方法及び内容 地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(1)の①、②又は③の実施方法により、原則として(2)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。</p> <p>(1) 実施方法 ① 宿泊型 病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を宿泊させ、<u>休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。</u></p> <p>利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認め た場合には、その期間を延長することができること。</p> <p>利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に 宿泊させることができること。</p> <p>② デイサービス型 日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身の ケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>③ アウトリーチ型 実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等の きめ細かい支援を実施すること。</p> <p>(2) 内容</p>	<p>別添2 産後ケア事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 対象者 家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない<u>産婦及びその子で、かつ、次の(1)又は(2)の事由に該当する者</u>(以下「利用者」という。) ただし、病院等への入院を要する者は除く。</p> <p>(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者</p> <p>3. 事業内容 「宿泊型」又は「デイサービス・アウトリーチ型」により、以下の事業を実施する。</p> <p>「宿泊型」は、医療機関等において、空きベッドの活用等により心身のケアや育 児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、産婦に休養の機会を提供す るものとし、「デイサービス・アウトリーチ型」は、日中のサービス又は訪問型の サービスにより、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するもの とする。</p> <p>(1) 母体ケア、乳児ケア等 (2) 育児に関する指導、カウンセリング等 (3) 心身のケア、育児サポート等 なお、宿泊型においては、利用期間は原則7日間以内とする。ただし、市町 村が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内で、その期間を延長すること ができる。</p>

新	旧
<p>① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）</p> <p>② 褥婦に対する療養上の世話</p> <p>③ 産婦及び乳児に対する保健指導</p> <p>④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング</p> <p>⑤ 育児に関する指導や育児サポート等</p> <p>4. 実施担当者 次のとおり、事業の内容に応じて(1)から(3)までの担当者を配置すること。また、宿泊型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師</p> <p>(2) 心理に関する知識を有する者</p> <p>(3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者</p> <p>5. 実施場所</p> <p>(1) 宿泊型</p> <p>利用者が宿泊する施設は、原則として次のアからオまでの設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 利用者の居室</p> <p>イ カウンセリング室</p> <p>ウ 乳児保育室</p> <p>エ 体操等を行う多目的室</p> <p>オ アからエまでの他、事業の実施に必要な設備</p> <p>(2) デイサービス型</p> <p>個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) アウトリーチ型</p> <p>利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。</p>	<p>4. 実施担当者 次の(1)から(3)までに掲げる担当者を必要に応じて配置するものとする。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師。ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。</p> <p>(2) 心理指導を担当する者</p> <p>(3) 本事業を実施するに当たり必要な者</p> <p>5. 実施場所</p> <p>(1) 宿泊型（シヨーストステイ）</p> <p>6名程度の利用者が宿泊できる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 利用者の居室</p> <p>イ カウンセリング室</p> <p>ウ 乳児保育室</p> <p>エ 体操等を行う多目的室</p> <p>オ その他必要な設備</p> <p>(2) デイサービス型（デイケア）</p> <p>20名程度の利用者が利用できる施設とし、事業を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。</p>

新	旧
<p>6. 医療機関との連携体制の整備</p> <p>(1) 事業の円滑な実施を図るため、<u>都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。</u></p> <p>(3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらおう協力医療機関をあらかじめ選定すること。</p> <p>7. 利用料 (略)</p> <p>8. 留意事項</p> <p>(1) <u>より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。</u></p> <p>(3) <u>利用者ごとに支援台帳を作成すること。</u></p> <p>(4) <u>個人情報保護に十分留意すること。</u></p> <p>(5) <u>事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。</u></p> <p>(6) <u>(1)から(5)までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。</u></p> <p>別添3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 事業内容 (略)</p> <p>4. 事業の対象事例 (略)</p> <p>5. 事業の実施期限 各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。</p>	<p>6. 医療機関との連携体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、<u>都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。</u></p> <p>(2) <u>事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。</u></p> <p>(3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらおう協力医療機関をあらかじめ選定すること。</p> <p>7. 利用料 (略)</p> <p>8. 留意事項</p> <p>(1) <u>利用者の要望を取り入れるなど、必要に応じて利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>支援者ごとに支援台帳を作成すること。</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護の保護に十分留意すること。</u></p> <p>別添3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業運営要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 事業内容 (略)</p> <p>4. 事業の対象事例 (略)</p> <p>5. 事業の実施期限 <u>平成28年3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。</u></p>

新	旧
<p>別添 4 妊娠・出産包括支援推進事業 (略)</p> <p>別添 5 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針 (略)</p> <p>別添 6 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 (略)</p> <p>別添 7 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (略)</p> <p>別添 8 不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳 (略)</p>	<p>別添 4 妊娠・出産包括支援推進事業 (略)</p> <p>別添 5 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針 (略)</p> <p>別添 6 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 (略)</p> <p>別添 7 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (略)</p> <p>別添 8 不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳 (略)</p>

○入院児童等家族宿泊施設の設置について

(別紙)

入院児童等家族宿泊施設設置要綱 (案)

1 目的

この事業は、病気を抱える子どもの家族が子どもの付き添いのために医療機関等に滞在できる宿泊施設を整備することにより、遠隔地からの受診や入院した子どもの療養環境の向上及び病気を抱える子ども及び家族の経済的・精神的負担の軽減に資することを目的としている。

2 設置主体

設置主体は、都道府県、指定都市、中核市、市町村及び医療法人等厚生労働大臣が適当と認める者。

3 整備基準

- (1) 設置場所は、原則として病院の敷地内若しくは隣接地とするが、これにより難しい場合には、厚生労働省に協議すること。
- (2) 居室は個室とし、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮すること。
また、できる限り相談室やプレイルーム等の共用部分を設けるよう配慮すること。
- (3) 入院児童等家族宿泊施設整備事業は創設、既存施設の大規模修繕、増築、増改築、改築等を行うことができる。

4 交付算定基準

次に掲げる基準面積に192千円を乗じた額とする。

$$\cdot \text{基準面積} \text{ 室数} \times 40 \text{ m}^2$$

(ただし、5室を上限とし、かつ、改修の場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額) ※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

5 運営方針

- (1) 施設の利用対象者は、原則として治療により医療機関に入院中又は通院中の児童及びその家族とすること。
- (2) 費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

6 国の助成

国は、予算の範囲内において、入院児童等家族宿泊施設の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものであること。